

## 公益財団法人北九州市環境整備協会評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人北九州市環境整備協会（以下「協会」という。）定款第16条第1項及び第32条第1項の規定に基づき、協会の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に定める者をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち協会を主たる勤務場所とし、週5日間勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び交通費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 協会は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員及び役員に対する報酬の支給の基準は、別表1のとおりとする。
- 3 非常勤の役員で、北九州市職員が兼務する場合は、報酬を支給しない。

(報酬等の支払日及び支払方法)

**第4条** 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法その他報酬の支払いに関する事項は、職員給与規程の例による。

- 2 評議員及び非常勤役員の報酬等は、会議出席及び協会の監査又は業務執行の都度、現金にて支払うものとする。

(日割計算)

**第5条** 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬の計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬の計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、報酬の計算期間の総日数から就業規則第19条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

**第6条** 評議員及び非常勤役員(北九州市の職員が兼務する役員を除く。)には、その職務を執行するために要する費用を支給する。

- 2 評議員及び非常勤役員の評議員会及び理事会への出席等に係る交通費の額は、別表2のとおりとする。
- 3 常勤役員には、通勤手当を職員給与規程の例により支給する。
- 4 評議員及び役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(退職手当)

**第7条** 常勤役員が退任した場合には、その者(死亡による退任の場合は、その遺族)に退職手当を支給する。

- 2 退職手当の額は、退職の日における当該役員の報酬月額に、その役員の任期1年につき100分の100を乗じて得た額とする。
- 3 退任する役員が、北九州市の退職者である場合は、第1項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

(公表)

**第8条** 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人北九州市環境整備協会設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人北九州市環境整備協会役員の報酬等に関する規程を廃止する。

別表1 (第3条第2項関係)

区 分	報酬の支給の基準
評議員	1日につき12,777円
常勤役員(常勤理事)	年額720万円を超えない範囲で理事会で決定した額。
非常勤役員(理事長)	1日につき15,000円
非常勤役員(副理事長)	1日につき12,777円
非常勤役員(理事及び監事)	1日につき11,666円

別表2 (第6条第2項関係)

	交通費の額
北九州市内	1,000円
北九州市外	実費